

国立大学法人鳴門教育大学役員会規則

平成16年4月1日

規則第 1 号

改正 平成21年3月31日規則第7号

平成22年3月24日規則第6号

平成26年3月24日規則第6号

平成29年3月 8日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第9条の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学役員会（以下「役員会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 役員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 学長

(2) 理事

(議決事項)

第3条 役員会は、次に掲げる事項について議決する。

(1) 中期目標についての意見（本法人が国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対して述べる意見をいう。）及び年度計画に関する事項

(2) 国立大学法人法の定めるところにより文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項

(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(4) 重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(5) その他役員会が定める重要な事項

(議長)

第4条 役員会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は役員会を主宰する。

3 学長に事故があるときは、あらかじめ学長が指名した理事が議長となる。

(定足数)

第5条 役員会は、役員の4分の3以上の者が出席しなければ、議事を開くことができない。

(議決)

第6条 役員会の議事は、原則として合議により議決するものとする。ただし、裁決による場合は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(監事等の出席)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、監事及び職員を役員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務)

第8条 役員会の事務は、経営企画部総務課において処理する。

(細則)

第9条 この規則に定めるもののほか、役員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。